



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

## ○ 規則

- \*41 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (子ども未来課)..... 1
- \*42 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 3
- \*43 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )..... 4

## 規 則

### 和歌山県規則第41号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則 (昭和37年和歌山県規則第33号) の一部を次のように改正する。

第1条中「よる徴収」を「より徴収すること」に改める。

第2条中「第1条」を「前条」に、「1つ」を「一」に改め、同条ただし書を削る。

第3条第1項を次のように改める。

振興局長は、法第22条第1項に規定する助産の実施及び法第23条第1項に規定する母子保護の実施を行った場合 (当該母子保護の実施が和歌山県立和歌山すみれホームへの入所である場合を除く。) は、法第50条第6号の3に規定する費用に係る負担金の額の決定を行わなければならない。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「センター所長等」を「センター長等」に改め、「場合」の次に「並びに児童自立生活援助の実施を行った場合」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 西牟婁振興局長は、市長が和歌山県立白浜なぎさホームにおいて法第23条第1項に規定する母子保護の実施を行った場合は、法第50条第6号に規定する費用に係る負担金の額の決定を行わなければならない。

第5条第1項及び第2項を次のように改める。

第3条第1項から第3項までの負担金の額は、法による実施のなされた者の属する世帯の階層の区分を基準とし、別表第1の徴収金基準額 (月額) により定めるものとする。この場合において、同表中「措置児童」とあるのは「法による実施のなされた者」と読み替えるものとする。

2 第3条第5項の負担金の額は、措置児童又は児童自立生活援助の実施のなされた者の属する世帯の階層の区分を基準とし、別表第1の徴収金基準額 (月額) により定めるものとする。ただし、児童自立生活援助の実施のなされた者にあつては、その本人について、扶養義務者のいない単身世帯とみなして同表を適用するものとする。

第5条第3項中「第3条第6項の規定による」を「第3条第7項の」に、「別表第3」を「別表第2」に、「徴収基準額」を「徴収基準月額及び加算基準月額」に改める。

第5条の2を削る。

第10条中「費用を」の次に「同条第7項の規定により」を加える。

別表第1中「(扶養義務者用)」及び「障害児通園施設(知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部)」を削り、同表備考1中「第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項」を「第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表備考2中「及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)」を「、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)、平成23年7月15日雇発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」に改め、同表備考2(1)中「第78条第1項」の次に「(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。))」を加え、「第3項まで」を「第3項までの規定」に改め、同表備考2(2)中「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項」に、「並びに」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに」に改め、同表備考3中「この表の」を「この表の「」に、「肢体不自由児療護施設」を「障害児入所施設」に改め、「知的障害児施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設」及び「肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定国立療養所等、重症心身障害児施設」を削り、「及び里親」を「、里親及び法第6条の2第3項に規定する指定医療機関(入所に限る。))」に改め、同表備考4を削り、同表備考5中「児童の」を「措置児童の」に、「上表」を「この表」に改め、同表備考5(1)中「いない世帯」の次に「(児童自立生活援助事業にあっては、入所者は単身者とみなす。))」を加え、同表備考5(2)中「第129号)」の次に「第17条」を加え、「女子」を「者」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削り、同表備考5(3)中「児童(者)」の次に「、法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童」を加え、「指定知的障害児施設等」を「障害児入所施設」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法第5条第5項、第6項、」を「同法第5条第6項、第7項及び」に、「障害者自立支援法附則」を「同法附則」に改め、同表備考5(4)中「児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長」を「知事、振興局長及びセンター長等」に改め、同表備考5を同表備考4とし、同表備考6中「扶養義務者が、」を「児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親に委託されている措置児童の扶養義務者が法第21条の5の2の障害児通所給付費又は」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合」を削り、「基準額とその世帯において措置されている児童等に係る基準額」を「徴収金基準額と措置児童に係る徴収金基準額」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「指定知的障害児施設」を「指定障害児入所施設」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同表備考6を同表備考5とし、同表備考7中「児童及び」の次に「児童養護施設又は」を加え、「徴収基準額」を「徴収金基準額」に改め、同表備考7を同表備考6とし、同表備考8(2)中「基準額と」を「徴収金基準額と」に改め、同表備考8を同表備考7とし、同表備考9を同表備考8とし、同表(注)を削る。

別表第2を削る。

別表第3中	「 A階層をD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次	を	「 A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が	に改め、同表備考1(1)中「別表の
-------	--	---	--	-------------------

の区分に該当する世帯
------------

次の区分に該当する世帯
-------------

徴収基準額表」を「この表」に、「同表」を「この表」に改め、同表備考2中「すべて」を「全て」に、「によって計算された所得税の額（所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は、適用しない。）」、地方税法により賦課される市町村民税（所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は、適用しない。）及び」を「及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項までの規定並びに租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は、適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。）、」に、「(2) 徴収基準額表の適用時期」を「(3) 徴収基準額表の適用時期」に、「毎年度の徴収基準額表」を「毎年度のこの表」に改め、同表備考3中「徴収基準額表」を「この表」に改め、同表を別表第2とする。

別記第4号様式を削り、別記第5号様式を別記第4号様式とし、別記第6号様式を別記第5号様式とする。

#### 附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表備考5（3）中「、障害者自立支援法」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）は、平成25年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の規定は、平成24年4月分以後の負担金の徴収について適用する。

#### 和歌山県規則第42号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項第2号中「当該アからウ」を「当該アからウまで」に改める。

第31条の2第2項中「身分証明書」を「公営住宅監理員証」に改める。

第32条の見出しを「（立入検査を行う者の証）」に改め、同条中「身分証明書」を「立入検査を行う者の証」に改める。

別記第12号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第24号様式中「身分証明書」を「公営住宅監理員証」に、「同表右欄」を「それぞれ同表右欄」に改める。

別記第25号様式中「身分証明書」を「立入検査を行う者の証」に、「県営住宅監理員」を「公営住宅監理員」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

---

**和歌山県規則第43号**

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則（平成7年和歌山県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第21条の見出しを「（立入検査を行う者の証）」に改める。

別記第17号様式中「身分証明書」を「立入検査を行う者の証」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。